

党代表の選定に関する規則 要綱

第1条 規則の目的および有効期間

当ボードは、本規則に定める代表選挙管理委員会に実施運営を委託する選出結果に従い参政党（以下「本党」という）の代表を決定するものとして、令和7年度に本党代表選挙（以下「代表選」という）を実施するため、本規則を定める。

なお、代表選挙管理委員会の設置は、事務局長の決定に基づくものである。

本規則の有効期間は、令和7年度に実施される1回の代表選の終了までとする。

本規則に基づいて決定された代表の任期は最長3年とし、任期中に党規約に基づく新たな代表の選任はできるものとする。

第2条 代表立候補資格（被選挙権）

代表選に立候補できる者は、代表選の告示日においてボードメンバーである資格（現在4名は国会議員である）を有する者とする。なお、告示日とは、代表選の投票期間の初日をいう。

第3条 有権者資格（選挙権）

(1) 代表選の有権者の範囲

代表選における有権者は、本党の党員のうち、以下の者とする。

- ① 本党所属国会議員
- ② 本党所属首長
- ③ 本党所属地方議員
- ④ 都道府県連会長および支部長
- ⑤ 運営党員（以下の条件を満たす者）

(2) 投票権の付与範囲

ア ①から④の有権者

所属地位に応じて投票権を有し、運営党員（⑤）に対する投票権は付与されない。

イ ①から③の有権者

所属地位に応じて支部役員（④）の投票権を追加で有するものとする。

(3) 運営党員の条件

運営党員として有権者資格を有するためには、以下の条件を満たさなければならない。

ア 本党に1年以上継続して在籍していること（在籍期間については運営党員・一般党員の別を問わない）。

(4) 資格基準日

有権者資格は、代表選の告示日の30日前を基準日として保有している必要がある。

第4条 選出方法

(1) 有権者のグループ分け

代表者選出において、前条に定める有権者を、以下の4つのグループに分類する：

① 国会議員及びボードグループ

ア 本党所属国会議員及びボード

② 地方議員グループ

ア 本党所属の首長及び都道府県議会議員

イ 本党所属市町村議会議員

③ 都道府県連会長および支部長グループ

ア 都道府県連会長および支部長

④ 運営党員グループ

ア 上記1～3のグループに属さない運営党員

(2) 票数の付与と配分方法

① 国会議員及びボードグループ

ア 総票数：100票

イ 配分方法：総票数を本党所属国会議員及びボード数で均等に分け、議員1人あたりのポイントを算出。候補者が得票したポイント数に基づき、ドント式で票数を配分する。不統一投票は認めない。

② 地方議員グループ

ア 総票数：50票

イ 配分方法：

（ア）本党所属首長及び都道府県議会議員：1人あたり5ポイント

不統一投票は認めない。

（イ）本党所属市町村議会議員：1人あたり1ポイント

候補者が得票したポイント数に基づき、ドント式で票数を配分する。

③ 都道府県連会長および支部長グループ

ア 総票数：50票

イ 配分方法：

（ア）都道府県連会長：1人あたり5ポイント

不統一投票は認めない。

（イ）支部長：1人あたり1ポイント

候補者が得票したポイント数に基づき、ドント式で票数を配分する。

④ 運営党員グループ

ア 総票数：50票

イ 配分方法：1人あたり1ポイントとして、候補者が得票したポイント数に基づき、ドント式で票数を配分する。

(3) 当選者の決定方法

① 各グループにおける立候補者の得票数を合計し、総票数250票のうち最も多く票を配分された者を当選者とする。

② 配分票数が同数の場合（複数人が同数の場合を含む）は、決選投票をもって当選者を定める。決選投票の方法はボードで定める。

第5条 代表選の実施方法

(1) 選挙人の範囲

選挙人の範囲の基準日は、ボードが定める告示日とする。

(2) 投票期間

投票期間は告示日から7日間とし、期間満了日の翌々日に開票を行う。

(3) 投票方法

投票方法は、ボードが代表選前の相当な時期に指定する以下の方法により行う。

① 投票所での実投票（国会議員グループ）

② 郵送による方法（地方議員グループ、都道府県連会長および支部長グループ）

③ 電子投票システムによる方法（運営党員グループ）

(4) 告示と代表選挙管理委員長

① ボードは、代表選に先立ち告示日を決定する（令和7年5月1日と既に指定）。

開票日は令和7年5月9日（金）。投開票場は、党本部会場。

令和7年4月定例会見で立候補表明者が挨拶。

② 事務局長は代表選挙管理委員会を設置し、代表選挙管理委員長を指名し、代表選挙管理委員長に他の構成員の決定を委託する。（※立候補しないボード）

(5) 代表選管理責任者の職務

代表選挙管理委員長は、以下の職務を遂行するものとする。

- ① 立候補の届出の受付
- ② 選挙人の範囲の決定および通知
- ③ 開票および集計
- ④ 投票結果のボードへの報告

(6) 立候補の届出

立候補の届出は告示日の9時から17時までに代表選挙管理委員長に対して行う。

第6条 注意規定

(1) 代表選は、公正かつ正当な方法で行うこととする。

(2) 告示日前の運動および不当な勧誘を禁止する。

第7条 ボードの決定事項

本規則に規定されていない代表選に関する事項については、必要に応じてボードにおいて過半数で決定するものとする。

以上

（付則）1

「第5条 代表選の実施方法」「③ 当選者の決定方法」「①」では、「総票数250票のうち最も多く票を配分された者を当選者とする」が、今後の代表選実施の際には、有効ポイント数に基づく投票総数の過半数を得た代表選候補者を当選者と決定する方法への変更も検討することとする。決選投票の方法はボードで定める。

（付則）2（ドント式配分について）

ドント式配分の基本的な流れを説明すると以下のようになります。

1. 得票数の取得：各候補者や政党が得た票数を把握します。

2. 除数の設定：各候補者や政党の得票数を特定の数で順番に割っていきます。最初は得票数で割り、次にその結果をさらに2で割り、3で割り…と進めます。

例えば、得票数が1000票ならば、最初は1000で割り、次は500、さらに333…と続きます。

3. 議席の配分：各候補者や政党に対して、割り算の結果得られた値を基に、議席を順番に割り振ります。最も高い値から順に議席が配分されます。